

# 佐賀県の都市計画に関する基本方針



佐 賀 県

## 目 次

はじめに .....	1
1. 佐賀県の都市計画の目標	
(1) 県土づくりの基本理念 .....	4
(2) 県土整備の基本方向 .....	5
1) 県土整備の基本方向 .....	5
2) 県土発展の方向 .....	6
(3) 地域づくりの目標 .....	8
1) 中部地域 .....	8
2) 東部地域 .....	10
3) 北部地域 .....	12
4) 西部地域 .....	14
5) 南部地域 .....	16
2. 佐賀県の都市計画の方針	
(1) 都市計画制度の運用方針 .....	18
1) 都市計画区域に関する方針 .....	18
2) 区域区分に関する方針 .....	21
3) 用途地域及び特定用途制限地域に関する方針 .....	24
(2) 都市づくりの方針 .....	26
1) 土地利用の方針 .....	26
2) 都市施設の整備の方針 .....	28
3) 市街地整備の方針 .....	33
4) 自然的環境の整備又は保全の方針 .....	35

本基本方針は、平成16年4月までに都市計画決定を行った「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」と、「地域マスタープラン」の内容をもとに取りまとめているため、市町村名の表示などについては、平成16年4月以降の市町村合併の状況は反映していません。

# はじめに

## 策定の趣旨

本県においては、「夢・輝く『人材“有”県 生活“悠”県』のさがづくり」を目指して、「佐賀県総合計画」に基づいて、魅力ある都市づくりを推進しています。

近年、少子・高齢化の進行などにより、都市への人口集中は沈静化の傾向にあり、交通・通信網の整備とモータリゼーションの進展などに伴い、住宅や産業の立地条件の制約がなくなりつつあります。また、質の高い住まい方、自然的環境や景観の保全・創出に対する県民の意識も高まってきています。

こうした文化的で質の高い生活環境が求められる、成熟した都市型社会への移行という状況に対応するために、都市計画制度の抜本的な見直しが行われ、都市計画区域全域を対象として、県が、一市町村を超える広域的な見地から、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定め、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めることとなりました。

都市計画区域マスタープランにおいて、都市をどのような方針のもとに都市づくりを進めていくのかを示すことにより、住民自らが都市の将来像について考え、都市づくりの方向性について合意形成が促進されることを通じて、具体の都市計画が円滑に決定される効果を期待しています。

「佐賀県の都市計画に関する基本方針」は、都市計画区域マスタープランの策定にあたり、県が広域的な観点から、県全体の都市づくりの基本的な方向や都市計画のあり方を示すものです。この基本方針に基づいて、各都市計画区域の相互の連携や、よりよい県土の整備、魅力ある都市づくりの推進が期待されます。

## 位置づけと役割

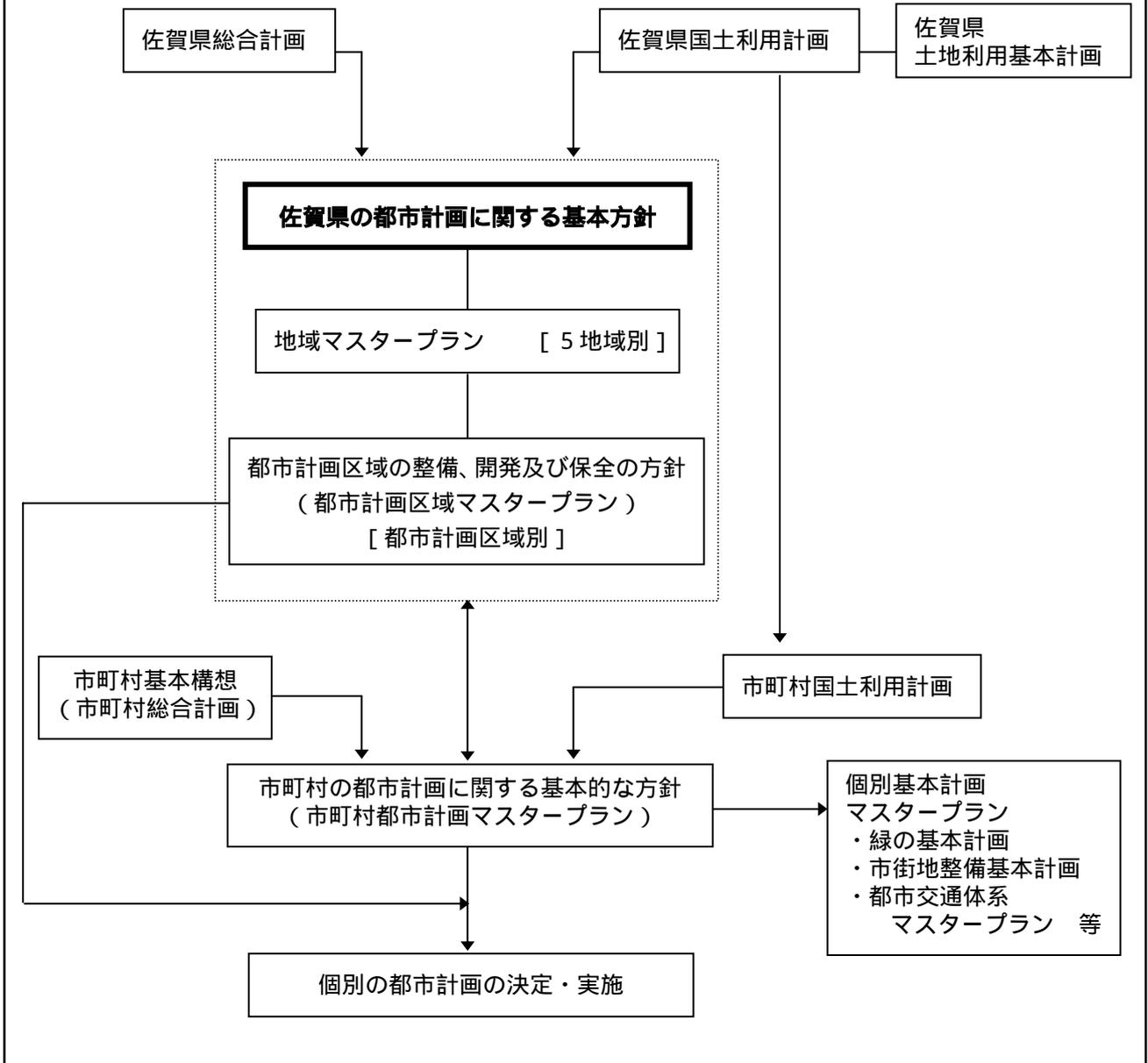
本基本方針は、関連計画において、次頁に示すように位置づけられます。これより、本基本方針は、次のような役割を果たします。

佐賀県総合計画、佐賀県国土利用計画に即し、県全体の都市計画の基本方針を示す。

県を5地域に区分した「地域マスタープラン（地域別の都市計画マスタープラン）」について、策定の考え方、広域的な都市計画の基本方針を示す。

県が決定する個別の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」について、策定の基本的な考え方を示す。

## 佐賀県の都市計画に関する基本方針の位置づけ



## 計画の対象と目標年次

計画の対象：県全域を対象とします。

目標年次：おおむね20年後を目標とします。

## 構成

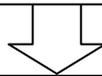
本基本方針は、次のように構成されています。この基本方針に基づいて、地域マスタープラン及び都市計画区域マスタープランを策定します。

### 佐賀県の都市計画に関する基本方針の構成

#### 1. 佐賀県の都市計画の目標

佐賀県全体（県土）の都市計画の目標を示します。

- (1) 県土づくりの基本理念
- (2) 県土整備の基本方向
- (3) 地域づくりの目標（県を中部、東部、北部、西部、南部の5地域に区分し、地域別の整備の方向を示します。）

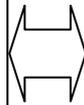


#### 2. 佐賀県の都市計画の方針

##### (1) 都市計画制度の運用方針

県が決定する都市計画制度を中心に運用方針を示します。

- 1) 都市計画区域に関する方針
- 2) 区域区分に関する方針
- 3) 用途地域及び特定用途制限地域に関する方針



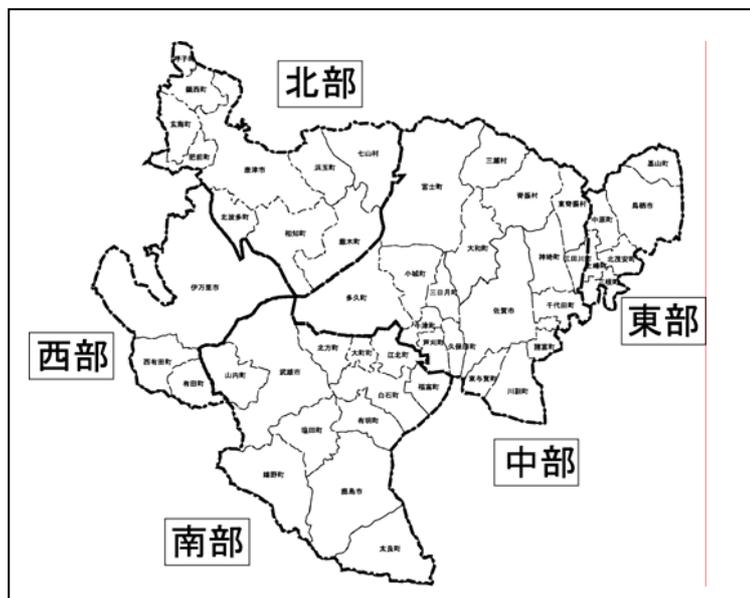
##### (2) 都市づくりの方針

県全体の都市計画の基本方針、個々の都市計画区域マスタープランに共通する都市計画決定の基本方針を示します。

- 1) 土地利用の方針
- 2) 都市施設の整備の方針
- 3) 市街地整備の方針
- 4) 自然的環境の整備又は保全の方針

### 地域区分図

右図のように、佐賀県を5地域に区分し、地域別に、広域的な観点から地域づくりを進めます。



# 1. 佐賀県の都市計画の目標

## (1) 県土づくりの基本理念

### 理念1

#### 中核拠点の形成及び各都市が連携した活力ある都市づくり

佐賀市を中心に中核拠点の形成を進め、本県の中心性を充実強化します。また、拡大型の都市づくりからの転換を図り、既存のストックを活かしたコンパクトな市街地形成\*に留意しつつ、地域の中心となる都市の拠点性を高め、さらに、各都市間の連携交流を進め、県全体として活力ある都市づくりを目指します。

(都市づくりの基本方向)

##### 中核拠点の形成及び地域拠点の形成

佐賀市に、県の発展をリードする様々な都市機能の充実を図り、地域の中心都市に地域をサービスする都市機能の集積を図り、拠点を形成します。

##### コンパクトな市街地形成\*

既成市街地の都市機能などのストックを活かしつつ土地の有効利用を図り、効率的な都市整備を進めます。

##### 地域間のネットワークの強化

地域間、都市間の都市機能の連携・補完を進め、県の一体的整備を進めるために、道路網・情報通信網のネットワークの強化を図ります。

##### 県際交流の活性化

本県と福岡県、長崎県との県境に位置する都市間の交流を促進し、機能分担により、都市機能の充実、産業・経済の地域振興を図ります。

### 理念2

#### 豊かに安心・快適に暮らせる都市づくり

佐賀の持つ風土や自然環境などの魅力を活かし、豊かな居住環境、快適な市街地の形成を目指します。また、少子高齢化社会に対応し、全ての人にやさしく、大雨・地震などの自然災害・火災などの災害に強い都市づくりを進めます。

(都市づくりの基本方向)

##### 多自然居住地域の形成

田園や豊かな自然環境に恵まれた農山村地域の居住環境の整備・保全を図ります。また、都市と農村との交流を図ります。

##### 自然と調和した都市づくり

無秩序な市街地の拡大や山間部の開発などを防止するため、農業的土地利用、良好な自然環境と調和した、計画的な土地利用の規制誘導を図ります。

##### 全ての人にやさしい都市づくり

全ての人々が安全で豊かな環境を体験できるユニバーサルデザインの理念に基づき、バリアフリー化などの促進を図り、全ての人にやさしい都市づくりを進めます。

##### 災害に強い都市づくり

佐賀平野の低平地における大雨時の河川氾濫、沿岸部の高潮、地盤沈下、土砂災害などの自然災害を防止し、地震や火災時の延焼防止など、災害に強い都市づくりを進めます。

### 理念3

#### 地域の特性を活かした個性と魅力ある都市づくり

各都市の魅力を十分に活かした個性的な都市づくりを目指し、長い年月をかけて培われてきた歴史や文化、身近な自然環境、景観などを十分に活かした都市づくりを進めます。

(都市づくりの基本方向)

##### 歴史的環境の保全・活用、景観形成

吉野ヶ里遺跡をはじめとした歴史的遺産、街並みなどの保全・活用と景観形成を図ります。

##### 良好な自然環境の保全・整備、景観形成

虹の松原などの本県の優れた自然環境の保全と、これと調和した都市づくりを進めます。

## (2) 県土整備の方向

### 1) 県土整備の基本方向

#### 佐賀市を中心とした中核都市圏の形成

- ・今後、地域間競争が進む中で、県民生活の向上や経済活動の高度化を図り、若者の県内定住を促進するため、求心力のある中核都市圏づくりを行います。
- ・特に、佐賀都市圏においては、高次都市機能や都市型産業の集積などにより、地域経済の活性化を図り、県全体の発展を牽引する中核都市圏の形成を進め、同時に、県内各都市との連携・交流により、県土の一体的発展を目指します。
- ・また、都市機能の集積を活かし生活の利便性を高め、中心市街地の活性化などによる魅力ある都市づくりを進め、都心居住を促進します。

#### 県内都市のコンパクトな市街地形成\*と相互の連携・交流

- ・少子高齢化が進行し、人に優しく、かつ、効率的な都市整備が求められている中で、県内の各都市における保健・医療・福祉、教育・文化、消費などの都市機能について、既存ストックを活かしながら既成市街地の機能強化を図ることにより、現在の市街地の範囲で質の高い生活空間を形成します。併せて、地域の実情に応じた道路などの都市施設の効果的な整備を進めます。
- ・各都市の特性を活かしつつ、高質な都市機能の都市相互の機能分担・連携補完を図り、個性ある都市づくりを進めます。
- ・このため、県内外を結ぶ西九州自動車道、佐賀唐津道路などの高速道路網体系及び九州新幹線の整備促進と併せて、有明佐賀空港、唐津港、伊万里港などの交通拠点をつなぐ道路の整備や情報通信基盤の整備を進め、県土の一体的発展を図ります。

#### 多自然居住地域の形成

- ・中小都市と中山間地域などを含む農山漁村などの豊かな自然環境に恵まれた地域を多自然居住地域として位置付け、地域の中心部の都市的な利便性を高め、ゆとりある居住環境、豊かな自然を享受できるよう一体的な整備を進めます。
- ・このため、自然環境の適切な保全、整備を進めながら、農林水産業や地域の持つ自然、文化などの地域資源を活用した産業の展開を図ります。
- ・また、田園、森林、河川、沿岸などにおける自然環境が適切に保全されたアメニティーに満ちた地域づくりを進めます。

#### 県際交流圏の形成

- ・筑後川流域を中心とした佐賀・福岡両県、玄界灘に面した佐賀・福岡両県、伊万里湾岸地域を中心とする佐賀・長崎両県などの交流圏を踏まえ、関係県と連携し、それぞれの地域の特性を活かし、交通基盤の整備、都市機能の充実、共有化などにより、広域的なネットワークを形成します。

\* 「コンパクトな市街地形成」とは・・・

- ・現在の中心市街地に生活に必要な機能を全て集約したり、高層建築物が連続する密度の濃い市街地という意味ではなく、現在の市街地のまとまりや、蓄積された都市基盤を活かし市街地の土地を有効利用し、隣接する集落や田園、里山などの自然空間とも調和した市街地を形成することで、現在の市街地の範囲内で多様な都市的サービスが受けられるようにすること。
- ・さらに、市街地の都市機能を市街地相互が補完し合い、市街地間の連携・交流の強化により、ネットワーク型の地域構造を目指すもの。

## 2) 県土発展の方向

本県の地勢などの構造的特徴を踏まえ、県土づくりの基本理念、県土整備の基本方向に基づき、都市づくりの方向を、次のように設定します。

**拠点**（：県土・地域における都市機能などの主要な集積地で、地域の中心となるもの）

中核拠点	県勢の発展を牽引する中核都市として、佐賀市に生活、産業、観光などの高次都市機能の集積・強化を図り、中核拠点を形成します。
中心拠点	コンパクトな市街地形成に配慮しながら、各地域の中心都市に各種都市機能の集積を図り、中心拠点を形成します。

**軸**（：県土づくりは何を基軸に進めていくかを示すもの）

東西方向	佐賀・鳥栖・武雄 連携軸	豊かな田園が広がる佐賀平野などにおいては、自然的環境や吉野ヶ里などの歴史的環境などの調和を図りながら、鳥栖市、佐賀市、武雄市などを結ぶ国道34号などの東西方向を基軸に、都市の連携強化を図り、国道34号沿道周辺などに業務・工業などの都市機能の計画的配置、産業面での機能分担などを図ります。
	玄界灘連携軸	福岡市西部から唐津市、伊万里市にかけては、玄界灘に面する虹の松原やリアス式海岸などの美しい自然的環境に配慮しつつ、西九州自動車道などの東西方向を基軸に、新たな産業の導入及び福岡市方面との連携や地域間相互の機能分担などを図ります。
南北方向	佐賀・唐津 連携軸	佐賀唐津道路の整備を活かし、これを基軸に、沿道周辺などに新たな産業の導入、住宅地の整備などを図ります。
	観光・セラミック 連携軸	伊万里市から武雄市、鹿島市を結ぶ国道498号などを基軸に、観光と陶磁器産業の振興などを目的として観光資源の整備と機能分担を図り、これらを結ぶ観光ネットワークを形成します。
地域ネットワーク連携軸		伊万里市や武雄市、鹿島市の中心都市と、有田町や嬉野町などとの連携を図り、中心都市の機能を補完し、産業・文化面での機能分担、観光資源の相互活用、観光ネットワークの形成などを図ります。
交通連携軸		広域道路交通網として有明海沿岸道路や国道263号、385号などについて、地域を結ぶ交通連携軸として位置づけ、整備を推進します。
福岡・久留米・熊本連携軸		県東部の鳥栖市などは、国道3号などによって久留米市や福岡都市圏、熊本方面と結ばれていることから、これを基軸に、久留米市との連携・機能分担や、福岡都市圏からの人口・都市活動の佐賀県への吸引などを図ります。

■ゾーン（：面的な広がりを持つ同質の土地利用などの範囲を示すもの）

農地・農住共存ゾーン		優良農地の保全を図り、農業環境と調和した居住地の形成、道路・公園・下水道などの生活環境の整備を図ります。
自然環境ゾーン	山林	自然緑地の豊かな脊振・天山山系などについて保全を図り、レクリエーション空間などとして活用を図ります。
	沿岸域	日本最大級の干潟であり、豊かで貴重な生態系を有する有明海沿岸域や、本県を代表する虹の松原、美しく変化に富んだ玄界灘沿岸域などについて、自然環境の保全やレクリエーションなどへの活用を図ります。

県土発展の方向

